

**手話の日啓発イベントにおける企画・運営支援に係る業務の
受託候補者の選定に係る評価基準**

令和8年7月15日決定

(目的)

第1条 手話の日啓発イベントにおける企画・運営支援に係る業務の受託候補者選定要綱（以下「選定要綱」という。）第5条に基づき参加者から提出された企画提案書について、選定要綱第6条の規定により、受託候補者を選定するための評価基準を定める。

(評価項目及び評価基準)

第2条 企画提案書の評価項目及び評価基準は次のとおりとする。

評価項目	評価基準	配点
企画提案	・施策方針等を十分に理解し、募集の趣旨に合致した企画提案でコンテンツの内容が工夫されており、幅広い年齢層及び手話に対し関心の乏しい市民層が参加したくなるような企画か。	20
	・会場レイアウト（式典やステージ設備、啓発ブースの配置）や人の動線が考慮されているか。	15
	・自然と聴覚障害者団体と接する機会が創出されているか	10
	・親子で楽しめるキッチンカーなど飲食の提供及び飲食スペースの工夫ができているか。	10
	・企画提案の内容が具体的であり、実現性があるか。	10
実施体制	・十分な人数で確保されているか。	10
	・事故が発生しないよう、安全確保が十分なされているか。	10
業務実績	・同様の業務について、十分な実績があるか（直近5年間）。	10
受託希望額	・見積価格の評価	5
合計		100

(選定方法及び評価点)

第3条 選定要綱第6条に定める選定を行う際の評価は、前条に掲げる評価項目、評価基準に基づき、別に定める選定評価表（別紙様式）により評価を行う。

2 受託候補者選定委員会は、各委員による採点結果の合計点を参加者の評価点とする。（各委員100点満点、合計300点満点）

3 評価点から受託希望額に係る採点結果の合計点を控除した点数（以下「控除後評価点」という。）が200点を超え、かつ、審査に参加した者が協議のうえ最も評価が高かった参加者を受託候補者とする。

4 参加者が1者の場合は、控除後評価点が200点を超えたとき、当該参加者を受託候補者とする。